

第 50 回和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和6年9月3日（火）13:30~15:00
場 所	和歌山県自治会館203会議室
議 題	① 会長の選出について ② 会長代理の指名について ③ 和歌山県人権施策基本方針の改定について
出席委員	上岡委員、上野委員、内田委員、竜田委員、 長友委員、新野委員、日高委員、山岡委員
配付資料	①【資料1】和歌山県人権施策基本方針 改定案の概要 ②【資料2】和歌山県人権施策基本方針 新旧対照表 ③【資料3】和歌山県人権施策基本方針 改定案の概要 参考資料：和歌山県人権施策推進審議会規則 参考資料2：和歌山県人権尊重の社会づくり条例 参考資料3：和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版）【構成】
内 容	
	1 開 会 和歌山県人権局長挨拶
	2 議 事 議題① 会長の選出について 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により「上野委員」を会長に選出した。
	議題② 会長代理の指名について 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、会長が「山岡委員」を会長代理に指名した。

	<p>議題③ 和歌山県人権施策基本方針の改定について【資料 1】 【資料 2】 【資料 3】</p> <p>和歌山県人権施策基本方針の改定案について審議した。</p> <p>審議については、以下の通り</p>
<p>委員</p>	<p>20 ページからの災害と人権について、20 ページの「避難所の運営等では、・・・配慮に欠いた事例が報告されています」とまとめられているが、実際には差別があったり、女性が避難所運営において補助的な役割を担わされ、主体的に参加できないことがある。そのため、「配慮に欠いたというよりも、男性中心的な運営によって直接的な差別があるとか、地域社会に女性が存在しているにもかかわらず、運営にかかわれない」など、町内会や自治会主導で避難所運営したときに、女性の視点からの運営がうまくできていないといったことも記載してはどうか。そうした事例やしかるべき対応については内閣府の男女共同参画局が示していることでもある。</p> <p>また、災害時には平時からの関係性が持ち込まれてしまうため、平時からの人権尊重の関係づくりについて記載しておいた方がよい。災害弱者と呼ばれる高齢者や障害者が避難を伴うような状況になったときに、避難ができず、命が奪われることもある。地域社会のどこに困っている方がおられるのかを把握しておくことは、平時からの関係性ができていないとうまくいかない。</p>
<p>事務局</p>	<p>最近の震災においても弱者の方に対する配慮が問題になっている点もあるかと思う。有事になってからというよりもやはり平時から啓発、意識づけが必要になってくるかと思う。いただいた意見については、持ち帰って再度検討させていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>57 ページ感染症について、ハンセン病と HIV を特出しで並べて記載することが時流に合っているのか再考してはどうか。</p> <p>58 ページ「近年、わが国においても HIV 感染者は横ばいの傾向にあり、・・・」とあるが、既に下降傾向になっているのではないかと。厚生労働省エイズ動向委員会が国の発生動向を出しているため、確認していただきたい。</p> <p>「近い将来、特効薬やワクチンの発見も期待され、・・・」とあるが、治療薬がよくなっているため、治療薬を適切に飲んで体内のウイルス量をコントロールしていれば、そもそも人に移さないようになっている。そのため、書き方を変えたほうがいいのではないかと。</p> <p>いまだに職場で病名が漏れて、差別を受けるとか職場を追われるということがあるのであれば、感染症単独の問題ではなく労働政策も関連があり、記述方法を再考したほうがいいのではないかと。</p>

委員	<p>国の人権に関する計画等に関しては、ハンセン病と HIV がまとめられるということがあるが、ハンセン病と HIV は状況が全く違う。ひとまとまりになっているのは、違和感があるというのが事実だと思う。国という枠に縛られずに、分けて記述したほうがいいのではないか。</p>
事務局	<p>ハンセン病と HIV を並列していることに関しては、国の方針等を参考に作らせていただいている。今の段階で二つに分けるという大きな変更ができるかわからないが、検討させていただく。</p> <p>わが国における HIV 感染者は横ばいではなく下降傾向であること及び有効な治療薬があることについては、担当課と確認の上検討させていただく。</p> <p>職場における差別についても、検討させていただく。</p>
委員	<p>令和 6 年の法務省の啓発活動強調事項では、感染症等が 1 本、ハンセン病で 1 本それぞれ別立てになっている。過去は一緒だったかもしれないが、微妙に変わっている。国が分けたから、県も分けなければいけないわけではないが、ここは分けたほうがいいのではないか。</p> <p>性的マイノリティに関する内容では、パワハラ防止法の施行によって個人の不利益な情報として病名や不妊治療、性的指向について本人の承諾なく漏れることそれ自体がパワハラだといわれている。なので、横断的な話になるが、これらの記載についてもご検討いただきたい。</p>
委員	<p>事務局のほうで、項目立てのところを変更できるかどうか考えていただきたい。できるだけ現状に合わせていただけるとありがたい。</p>
委員	<p>自殺という言葉について、近年自死という言い方もされるようになってきている。この表現について、どのように検討されたのかお聞かせ願いたい。</p> <p>76 ページの拉致被害者等の人権を項目立てすることについて、専門委員会で反対意見があったということだが、私としても項目立てする必要はないと思う。(2)の基本的方向で「なお、拉致は北朝鮮当局が行ったものであって、・・・偏見等が生じないように配慮が必要です。」と書かれていて、偏見や差別を助長してしまう可能性が否めないからこそ、このように書かれているのだと思う。北朝鮮当局による拉致が許せないというのは、その通りだと思うが、そのことが果たして差別や人権問題としての政策のメッセージとして和歌山県民に伝わるのか、疑問がある。朝鮮半島から来られた方、在日コリアンの方に対する憎しみやヘイトに繋がらないかという懸念がある。もし、項目立てをするのであれば、拉致問題の啓発とセットで在日韓国人、朝鮮人がなぜ日本に存在しているのかということの理解を促進する必要があると思う。元のその他の人権課題にとどめておいた方が差別や偏見を助長しないと思う。</p> <p>用語説明の 90 ページの性的少数者のところが基本方針の書き方と若干ずれている。基本方針のほうは「出生時に割り当てられた性と性自認</p>

	<p>が一致せず・・・」となっていて、90ページでは「身体の性と性自認が一致しない人」となっている。おそらく基本方針のほうが適切だと思うが確認していただきたい。</p>
委員	<p>72 ページ性的少数者について、「出生時に割り当てられた性と性自認が一致せず、・・・」という表現がよく使われるが、割り当てられたという表現では理解しにくいのではないか。戸籍に登録されたというようなことを言っていると推測するが、言い回しを考えてはどうか。</p> <p>また、当事者に話を聞くと割り当てられた性と性自認が一致しなくてもいいと思っている人もいるし、72 ページから 73 ページにかけて「悩んでいる」や「苦しんでいる」と表現されているが、悩んでもいないし苦しんでもいないから、そのような表現をされたくない方がおられるので、文言の検討をしていただきたい。</p> <p>併せて教えていただきたいが、72 ページから 73 ページの「悩んでいる」や「誤解や偏見に苦しんでいる」などの表現はどの項目でも出てくるのか。これらの表現は情緒的に感じる。ほかの項目は客観的な表現になっていると思うので、トーンは合わせたほうがいいのではないか。</p>
事務局	<p>自殺と自死については、使い分けがあったと思われるので、確認させていただく。</p> <p>北朝鮮当局による拉致被害者の件については、再度検討させていただく。</p> <p>性的少数者の部分については、文言を整理させていただいて、他の項目と表現を統一するように検討させていただきたい。</p>
委員	<p>私は専門委員だったので改定案を事前に拝見していたが、全員がこの内容に精通しているわけではないので、データが正確でないといったところは、目が届かないところがある。基本的には、県庁の担当課から上がってきたものを審議するという形だったと思うので、データに関しては基本的に正しいものだと思ってしまう可能性が高い。データが正しいのかということに関しては、念入りに事務局で確認していただくようお願いしたい。</p> <p>今日は、項目立てをするかしないかという大幅な変更を伴う意見が出されたが、今後の基本方針の完成に向けてのスケジュールを教えてください。</p>
事務局	<p>本日いただいたご意見を踏まえ検討させていただく内容については、後日メールに等で報告させていただく。その際にまた、ご意見ご質問があったら、頂戴したいと思っている。9月上旬から中旬にかけてそのような作業を行い、改定案を確定させていく予定としている。その後 10 月から 11 月にかけてパブリックコメントを予定している。出された意見とそれに対する県の考え方の案というものをまた委員の皆様に見ていただき、ご意見をいただきたいと思います。パブリックコメントに関しては、県の考え方を確定させてホームページに公開する。そして、1 月の上旬には、新し</p>

	い基本方針を固めていき、今年度の3月末には、報道機関に提供を行い、ホームページに載せたり冊子を配布したりする予定になっている。
委員	そのようでしたら、一旦このご意見を踏まえてもう一度案を出していただいて、それに対する委員の皆さんのご意見等あったものに関しては意見を出した委員だけでなくほかの委員にも共有いただきたい。
委員	<p>北朝鮮当局による拉致被害者の人権について、項目立てに対して賛成意見も反対意見もあったが、項目立てするのであれば、今なぜ行うのかの説明が必要だと思う。法律が平成18年にできて、10年近くたって今まで項目立てしていなかったものを新たに項目立てすることになる。状況的にも大きく変わったわけではないのだから、取り上げるには説明が必要だと思う。</p> <p>また、被疑者の人権の項目立てがなくなって、北朝鮮当局による拉致被害者の人権が項目立てされて、被疑者の人権を軽んじているように思う。被疑者の人権は県の施策として、なかなかないと思うので、取り上げてほしいという意味ではないが違和感がある。</p> <p>性的少数者の人権について、「出生時に割り当てられた性と性自認が一致せず・・・」と書いてあるが、この割り当てがいったい誰に割り当てられたことを想定しているのか。行政的に戸籍で割り当てられたという意味なのか。生まれながらにして神様から割り当てられたという意味なのか。そこは整理されたほうがいいのではないかな。</p>
委員	また、ご発言いただいている委員にも、よろしければご発言いただきたい。
委員	専門委員の方事務局の方には、丁寧に今の時代に合った改定案を作成いただいていると思う。今後さらにいいものに仕上げてもらいたい。
委員	27ページのこどもの人権について、2025年の3月で和歌山県こども計画が策定するのは、もう確定しているのか。
事務局	和歌山県こども計画は今まさに策定に向けて進んでいる。ちょうど同じ時期にできる予定になっているため、このような書き方をさせていただいている。
委員	皆さんの意見が出そろったと思う。ほかに意見がなければ、本日の審議会のご意見を受けた改定案の作成について、事務局に一任したいと考えているがよろしいか。（事務局一任について特に意見なし）